

琉球大学产学官連携推進機構施設利用内規

平成20年10月1日
制定

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人琉球大学土地・建物貸与要領第2条及び第5条並びに琉球大学产学官連携推進機構規則第19条の規定に基づき、琉球大学产学官連携推進機構（以下「機構」という。）の施設利用に関し、必要な事項を定める。

(利用の目的)

第2条 機構長は、琉球大学における产学官連携活動に資する目的に限り、機構内の共用研究スペース（以下「共用研究室等」という。）を学内外の者に利用させることができる。

(利用できる者の資格)

第3条 共用研究室等を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教員、非常勤講師及び非常勤研究員
- (2) 本学の学部学生、大学院学生及び研究生
- (3) 民間機関等の共同研究員
- (4) 本学の有する研究成果及び技術、ノウハウを用いたベンチャー企業の構成員
- (5) その他本学の产学官連携活動に資するものと機構長が認めた者

(利用の手続)

第4条 共用研究室等を利用しようとする者は、別紙1の「利用申請書」を機構長に申請し、承認を得なければならない。

2 機構長は、前項の申請に対し承認又は不承認を決定し、別紙2により申請者に通知の上、機構の運営委員会に報告するものとする。

(利用期間)

第5条 共用研究室等を利用できる期間は、本学の事業年度を越えることができない。ただし、機構長が特に必要と認めた場合は、その期間を更新することができる。

2 翌事業年度も引き続き共用研究室等の利用を希望する者は、第4条第1項により機構長の承認を得るものとする。

(申請内容の変更)

第6条 第4条の承認を得た者（以下「利用者」という。）が、利用申請書の記載事項を変更する場合には、速やかに機構長に申請し、改めて承認を得なければならない。

2 前項の変更承認については、第4条の規定を準用する。

(利用の遵守事項)

第 7 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 機構の施設及び設備等の保全に努めること。
- (2) 許可された目的にのみ利用すること。
- (3) 利用の承認を得た者以外に利用させないこと。
- (4) 機構長の許可を受けずに機構内の改造、模様替え、その他の工事を行わないこと
- (5) 別紙 3 の「利用要項」に従い機構の施設を利用し、事故防止に努めること。
- (6) その他定めのない事項は本学職員の指示に従うこと。

(設備等の搬入及び搬出)

第 8 条 利用者が必要な設備等を搬入するときは、あらかじめ機構長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を得た利用者が、設備等の利用を終了したときは、速やかに当該設備等を搬出しなければならない。
- 3 設備等の搬入、据付け及び搬出に要する経費は、利用者が負担するものとする。

(利用の報告)

第 9 条 機構長は必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求めることができる。

- 2 利用者は、共用研究室等を利用して行った研究等の成果を公表する場合は、その論文等の写しを機構長に提出するものとする。

(利用承認の取消し等)

第 10 条 機構長は、利用者がこの内規及び利用要項に違反し、又は機構の運営に支障を來したとき若しくはそのおそれがあると認めたときは、その利用の承認を取消し、又は利用を一定期間停止させることができる。

(施設使用料及び徴収方法)

第 11 条 共用研究室等の利用に係る施設の使用料は、国立大学法人琉球大学料金規程の定めるところによる。ただし、学長が特に必要と認めたときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。

- 2 使用料の徴収方法は前項の料金規程に定める方法を原則とする。ただし、別紙 1 の「利用申請書」により半年払い又は毎月払い等の申請があり、承認を得た場合はその方法によることができる。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、研究の中止等真にやむを得ない場合は、利用しない期間に係る使用料を返還することができる。

(原状回復及び損害の補填)

第 12 条 利用者は、利用期間が終了したとき、又は第 10 条の規定により利用の承認を取り消されたときは共用研究室等を原状に回復しなければならない。

2 利用者は故意又は過失により機構の施設・設備等を減失・き損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第 13 条 この内規に定めるもののほか、共用研究室等の利用に関し必要な事項は、機構の運営委員会の議を経て機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。